

づくりの将来ビジョン」や1市2町の「まちづくり計画」との整合性を図りながら、藤野町市町村合併推進協議会で検討された「ふじのまちづくりビジョン」を参考に事務局で案を作成する考えである。

藤野町委員

合併協定書の調印については、報告事項ではなく協議事項にしてほしい。

藤野町委員

協議事項は事務事業を協議するもので、合併の是非を協議項目の1つとするのはおかしいと考える。

牛山アドバイザー

合併協定項目の中に合併の是非を入れると、この協議会で合併が決まるという趣旨にとられかねない。合併はそれぞれの自治体の議会で議決がされたときに決まる。したがって、合併協定項目に合併の是非を入れることは制度上あまり適切ではない。合併協定項目の内容について合意がされなければ、委員、首長、議員の意見を

踏まえて、協議会解散となり、合併が否定されたということになると思う。

相模原市委員

前向きな意見を出しながら協議を進めてほしい。

相模原市委員

合併市町村基本計画の協議の中で、総合的に意見を述べる場を設けてはどうか。

第4号 合併の方式について

原案のとおり決定

合併の方式は、藤野町を廃し、その区域を相模原市に編入する編入合併とする。なお、各市町の文化や伝統を尊重し、地域の個性と特色を活かしたまちづくりを進める。

第5号 事務事業一元化の基本方針

原案のとおり決定

原案は、左下表のとおりです。

主な意見

藤野町委員

「新市において検討する」とは、どのような組織体制で決めていくのか。藤野町の見解はどう反映されるのか。

事務局

地域自治区を設けることになれば、旧町の地域のまちづくり等について様々な意見を伺う場が確保される。

相模原市委員

それぞれの協議事項を協議する中で様々な意見を出していくのがベストだと思う。

その他

(1) 協議スケジュール(案)について

事務局より右下表のとおり報告がありました。

(2) 今後の協議会開催日程(案)について

第2回は、5月26日(木)午後1時から神奈川県立藤野芸術の家で行うこととなりました。(詳しくは、4面の会議開催のお知らせをご覧ください。)

主な意見

藤野町委員

町議会で慎重な合併協議を求める附帯決議をしており、7月の町長選

挙後に事実上の協議をお願いする。また、1回あたりの協議項目を少なくしてほしい。

事務局

第3回以降の日程及び協議内容等は、幹事会、あるいは正・副会長会議等で協議し、決定させていただきたいと考える。

藤野町委員

議会の附帯決議や町長選挙のことは協議会には関係ないと思っている。そのときの事情により変わる可能性はあるが、この計画どおり進行してほしい。

牛山アドバイザー

全国的には合併で飛び地になる事例が生じているが、これは、合併協議が調わない自治体が抜けていった結果、飛び地になるという制度上の問題があるからだ。この地域では、まだ合併協議が続いているので、飛び地になってしまってもいいの、という点も踏まえて、1市4町が、それぞれの協議会で、まちづくりについて真摯な議論ができるかどうかということが非常に重要だと思う。個別の事情に振り回されるのではなく、まちづくりの観点から、いい自治体をつくるにはどうしたらいいかを考え、また、都市内分権の問題等も、より実のあるものにしていくことによって、合併に伴う不安を払拭していくことが重要である。そうした視点から、2自治体の間で、合併に向け、より建設的な議論がされればと思う。

合併の方式(編入合併と新設合併)の主な比較

Table with 3 columns: 合併名称市町村, 編入合併, 新設合併. Rows include details on naming, mayor positions, and council member status.

合併新法：3面の「合併特例法と合併新法の違いは？」をご覧ください。

事務事業一元化の基本方針

- 1 基本原則
事務事業の一元化を図るにあたり、次のことを基本原則とします。
(1) 新市としての一体性をできるだけ早く確保すること。
(2) 住民福祉の向上に努めること。
(3) 使用料・手数料や地方税などの負担が公平となるよう努めること。
(4) 健全な財政運営に努めること。
(5) 行政改革を推進する観点から事務事業の見直しに努めること。
(6) 地域特性の尊重に努めること。

- 2 調整方針
基本原則に基づき、相模原市の制度を基準に統一・調整を図るものとします。また各市町の制度のうち、地域特性を有するものや、合併後直ちに統一・実施することで住民生活等に大きな影響があるものについては、経過措置を設定するなど円滑な移行に向けた調整を図るものとします。

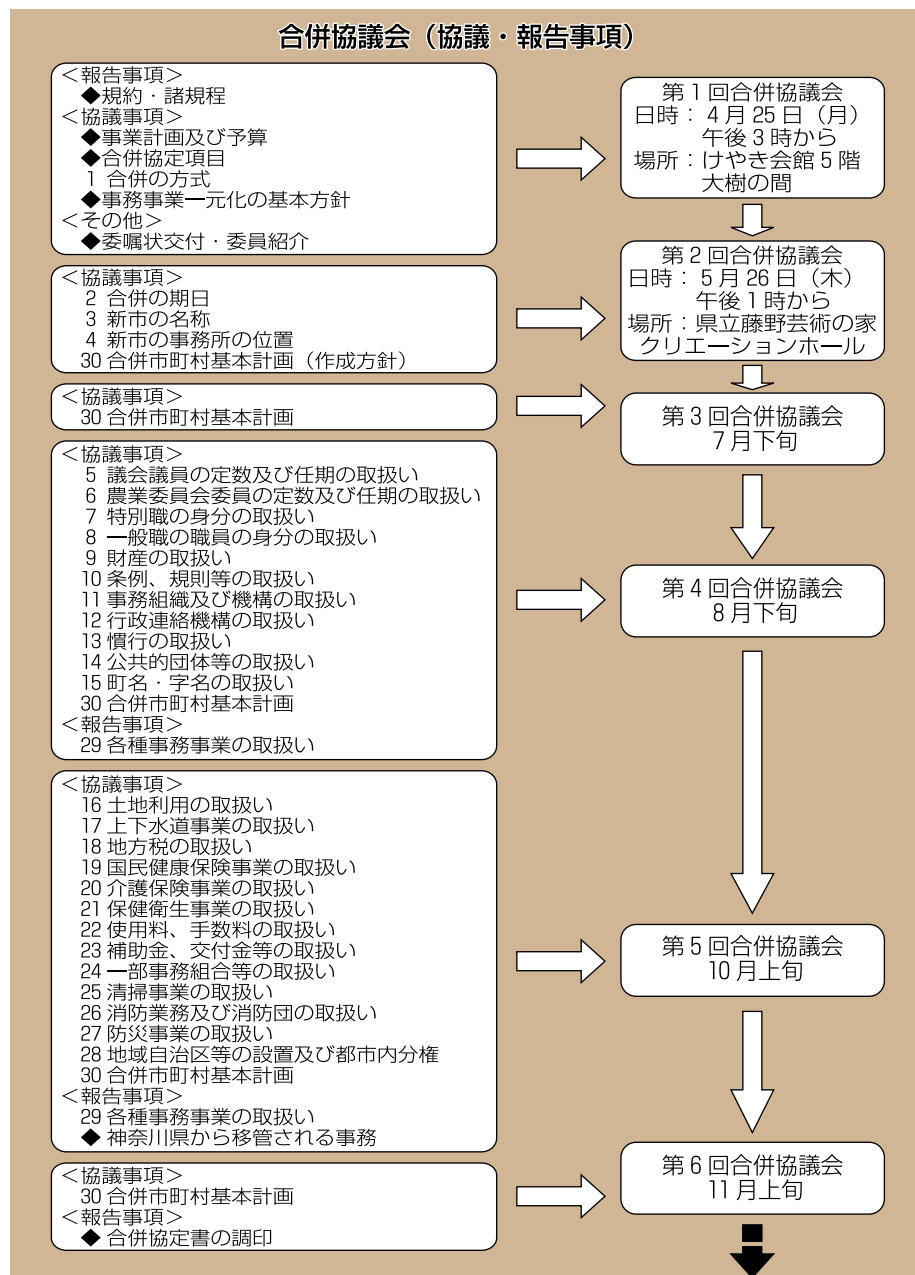
- 3 調整方針の区分
調整方針の決定にあたっては、次表に掲げる区分を基準として定めます。

Table with 2 columns: 調整方針の区分, 調整方針の具体例. Rows include '統合' (with sub-categories like '速やかに統合') and '廃止'.

経過措置の期間の設定については、原則として3年間とします。ただし、3年間で統合することが極めて困難な場合は、5年間とします。

- 4 事務事業の協議ランクと調整方針の決定区分
事務事業の調整方針は、次に掲げる協議ランクに応じた組織において決定するものとします。
・ランクA 合併協議会で協議すべきもの(合併協議項目)。
・ランクB 専門部会、幹事会で協議し、合併協議会に報告するもの。
・ランクC 専門部会で協議し、幹事会、合併協議会に報告するもの。

相模原市・藤野町合併協議会協議スケジュール



*協議事項は、そのまま合併協定項目に移行することを想定していますが、協議の過程で適宜追加等を行うものとします。
※協議会において、協議事項の協議が調わなかった場合には、継続協議として次回会議に改めて諮るものとします。
※各種事務事業の取扱いは、専門部会の調整状況を見ながら、随時幹事会、協議会に諮るものとします。